

江の川下流出張所管内ゴミマップ **令和3年3月末現在**



凡例

- ゴミ不法投棄ポイント
- ★ 不法投棄対策実施箇所
- 水辺E N組花壇



**不法投棄を行った場合、廃棄物処理法により
5年以下の懲役若しくは1千万円以下
(法人は3億円以下)の罰金となります。**

